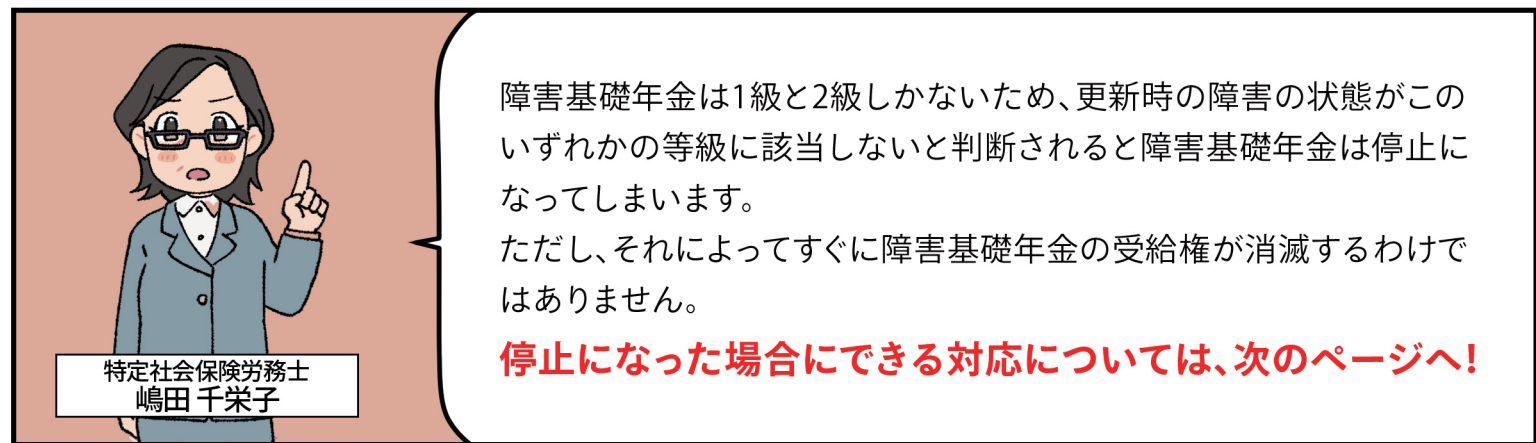
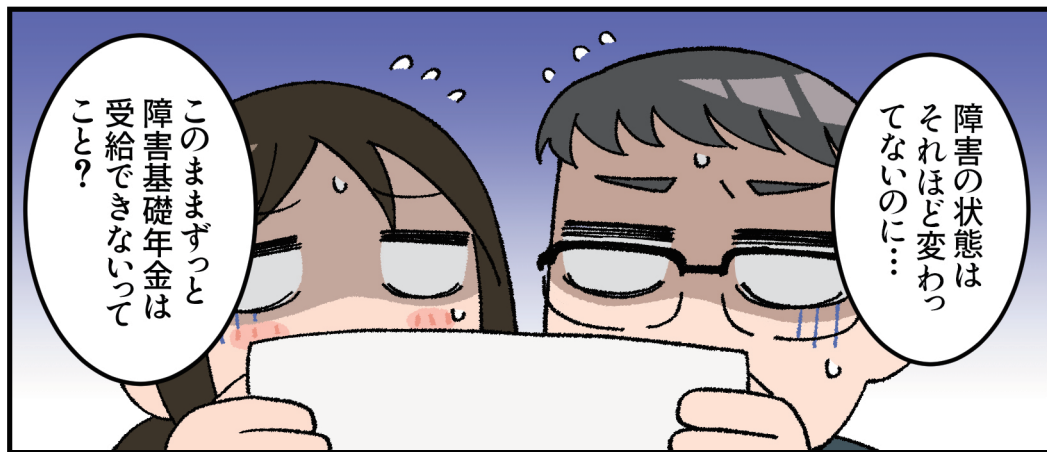
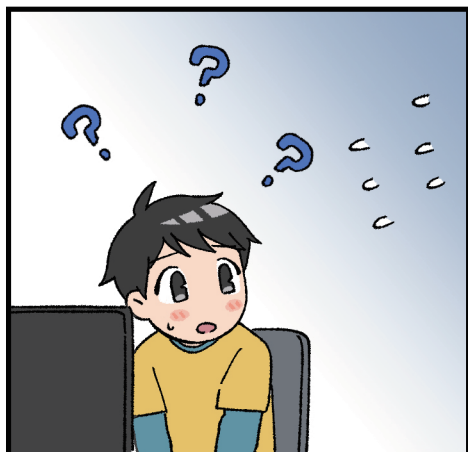
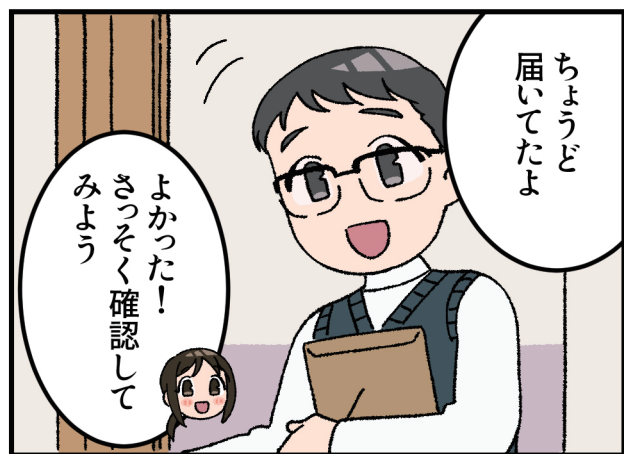
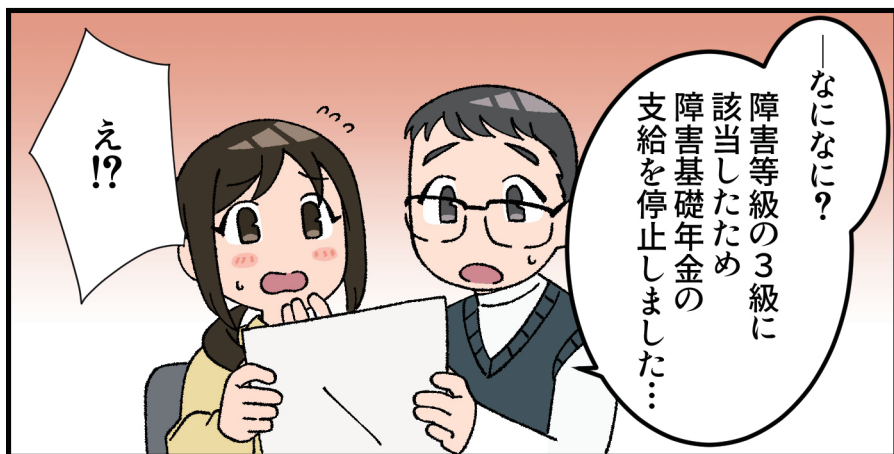
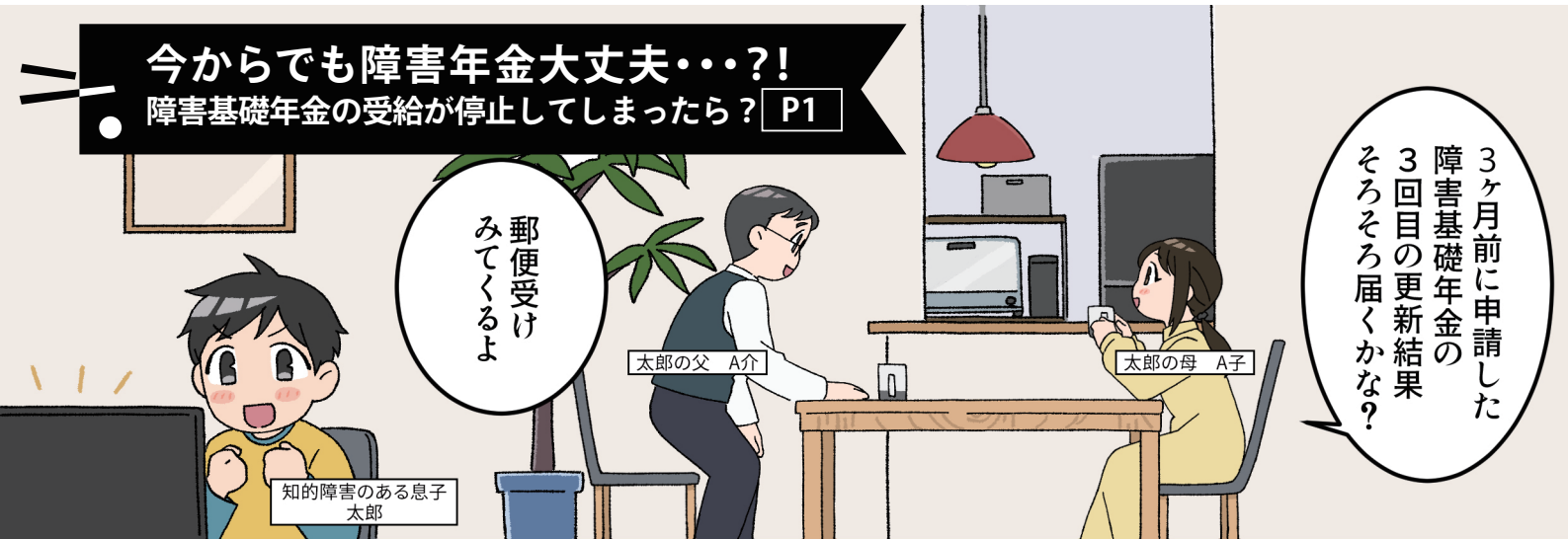


今からでも障害年金大丈夫…?!

障害基礎年金の受給が停止してしまったら? P1



監修



特定社会保険労務士
しまだ ちえこ
嶋田 千栄子 氏

メンタルヘルスマネジメント/ アンガーマネジメントFT
東京都中野区出身。平成16年よりバークレー社会保険労務士事務所開業。
労務トラブルや社会保険手続き業務の他、障害年金請求代理業務に強みを持ち、
特別支援学校の保護者向け障害年金セミナーでの講演は大変好評。
【共著】『障害年金相談標準ハンドブック・請求代理の実務(H26 日本法令)』など

解説 障害基礎年金の受給が停止してしまったら、この先どうなるの?

障害基礎年金が停止になった場合は、次の対応が可能です。

1

「支給停止事由消滅届」(年金用診断書を添付)で再度審査してもらう

再度診断書を提出して審査してもらうことができます。これが「支給停止事由消滅届」という届出で、年金用診断書を添付します。これはいつでも提出できます。しかし、更新結果がでた直後に出し直して、まるで診断内容が異なる、というのは診断書の信ぴょう性を疑われる懸念がありますし、実際、直後の出し直しで結果が覆るといっても難しいものです。例えば、半年、1年、または数年後など一定期間症状の経過をみてから提出することも可能です。

その間は障害基礎年金は停止していますが、環境の変化(退職した、担当者が変わって意思疎通うまくいかなかった等)やその他のことで障害の状態が悪化したタイミングで提出することも可能です。

2

不服申立(審査請求・再審査請求)をする

例えば、診断書内容は2級相当と思われるにもかかわらず、停止となってしまって、その決定に不服があるという場合、不服申立を行うことができます。決定を知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求をします。書面や口頭での意見陳述の機会も与えられますが、審査に数か月かかります。審査請求が棄却された場合、2ヵ月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求が可能です。

こちら公開審理で意見を述べる機会是与えられますが、やはり数か月かかります。不服申立の手続きをとりつつ、並行して①の手続きをとることも可能です。

👉 CHECK!!

診断書の内容にもよりますが、実際のところ不服申立が容認されるのはなかなか難しいものです。

そのため、一定期間経過したところで「支給停止事由消滅届」を出して再度審査を行うことの方がハードルは低いかもしれません。どちらにしても、停止となった理由や診断書内容を確認し、実際の症状との乖離がないかも検討してみましょう。停止となった理由が通知書だけではわからない場合、審査時の「障害状態認定調書(障害基礎年金)」を取り寄せて内容を確認することもできます。停止した場合、待っていても日本年金機構からお伺いはないので、再度受給したい場合はご本人側からアクションを起こす必要があります。ただ黙っていても障害基礎年金は止まったままになってしまいます。

なお、1級から2級に級落ちした場合は、不服申立は上記と同様ですが、再度の審査は1年経たないと受けることができません。この場合「額改定請求」という届出になります。